

## 特許発明の技術的範囲の確定と作用効果、 訂正の再抗弁等について

知的財産事例研究会  
弁護士 平野 和宏

－大阪地方裁判所平成28年9月8日判決－  
－平成26年（ワ）第10489号特許権侵害行為差止等請求事件－

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の要旨

発明の名称を「螺旋ハンガー用クランプ」とする特許第5485640号の特許権（以下「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」、その特許を「本件特許」という。）を有する原告が、被告による被疑侵害物件（以下「イ号製品」という。）の製造、販売行為が本件特許権に対する侵害行為であると主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づき、イ号製品の製造、販売及び販売のための展示の差止め、同条2項に基づきイ号製品の廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づき、損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、①イ号製品は本件発明の技術的範囲に属するか（文言侵害の成否・争点1）、②イ号製品は本件発明の技術的範囲に属するか（均等侵害の成否・争点2）、③本件特許は特許無効審判により無効とされるべきものか（争点3）、④訂正の再抗弁の成否（争点4）、⑤原告の損害額（争点5）が争点となった事案であり、原被告いずれからも控訴がなされず本判決は確定したものである。

なお、本件特許について特許無効審判請求（無効2015-800124号）がなされたところ、訂正請求されないまま、侵害訴訟において訂正の再抗弁が主張されたものであるが、特許無効審判については、請求不成立審決がなされ、その後審決取消訴訟が提起されることなく、当該審決は確定したものである。

#### 2 (1) 本件発明の構成要件を分説すると、次のとおりである。

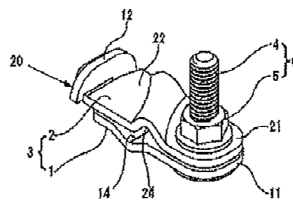
- A 所定のケーブルを電柱間に吊支するために、前記電柱間に渡した吊線に巻き付けて取付けた螺旋ハンガーの終端部を前記吊線に固定するための螺旋ハンガー用クランプであって、
- B 前記吊線と前記螺旋ハンガーとを交差させた状態で挟持する第1プレート及び第2プレートと、
- C これら第1プレート及び第2プレートの各一端同士を緊締するボルト及びナットと、を備

え、

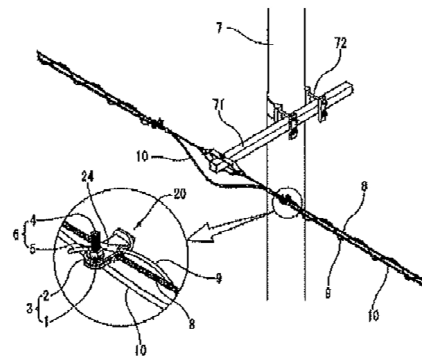
- D 前記第1プレート及び第2プレートの各一端側に前記ボルトを挿通させるボルト挿通孔を形成するとともに、一端同士を前記ボルトにより連結される閉塞端とし、
- E 前記第1プレート及び第2プレートの各他端を開放端とするとともに、他端同士に係合する係合部が設けられており、
- F 前記係合部は、前記第1プレートの他端を鉤形に形成するとともに、前記第2プレート側へ折り返して起立状に形成したフック部と、
- G 前記第2プレートの他端に一侧が開口するように形成した切欠部とからなる、こと
- H を特徴とする螺旋ハンガー用クランプ。

本件意匠の図面

【図1】



【図2】



【図7】

